

古チベット文獻研究の現段階

武内 紹 人

これまでの研究と問題點

二〇世紀初頭に、敦煌石窟やミールライン（ロプノール地域）、マザールターグ（コータン地域）などシルクロード沿いの諸遺跡から發現した古チベット文獻が、七、九世紀の古代チベット（吐蕃）帝國の同時代新資料として、それまで謎に包まれていた帝國の存在を立證しその實態に光をあてたことは周知の通りである。スタインによる敦煌文書の獲得（一九〇七年）から百年が経過し、その間に文書研究も大きく進展した。本稿では、歴史研究を中心に、これまでの古チベット文獻研究の流れを概観した上で、現在進行しつつある新たな研究動向を紹介したい。

まず、古チベット文獻發見から現在にいたる研究の進展を便宜的につきの四つの時期に分けてみよう。

- 第一期… 二〇世紀初頭～中葉
- 第二期… 二〇世紀中葉～後半
- 第三期… 二〇世紀後半～現在

第四期… 現在

第一期は、新出文書がヨーロッパに招來された後の文書の整理と模索的解讀から始まり、『編年紀』や『年代記』など重要な文書の解讀と出版、カタログの作成、そして古代チベット史の枠組みの設定に至る時期である。もう少し具體的に言くと、一九二〇年頃から本格的に始まったフランケ、トーマス、ヴァレ・ド・ラ・プサンによるスタイン文書の整理と研究、バコーとラルーによるペリオ文書の整理と研究の成果が、ラルーのカタログやトーマスの東トルキスタン文書出版などとして一九四〇年から五〇年代にかけて實を結んだ。なかでも『編年紀』と『年代記』の出版は重要で、それと並行してトゥッチ、リチャードソンによってもたらされた古チベット語碑文を活用し、文書と碑文という兩新出史料から得たデータを漢文史料および後代チベット史書の記述と照合することによって、古代チベット史の枠組みを初めて畫定したのが佐藤長⁽⁵⁾である。古チベット文獻によるチベット史研究の最初のピークを畫するものであった。

第二期は、第一期の研究の繼續と深化の時期といえよう。スタン、ペテック、マクドナルド、ウライ、山口瑞鳳、王堯などの研究によって、文書の解釋が進展し、古代チベットにおける民間信仰の諸相と佛教導入の過程、法律、行政制度、文化交流などについての知見が飛躍的に増大した。歴史研究としては、一九八〇年代に出た、吐蕃成立期についての山口の詳細な研究と中央アジア・ユーラシア史のなかにチベット史を位置づけるベックウイズおよび森安孝夫の著作⁽⁷⁾がその掉尾を飾る。

第三期になると歴史研究は下火になり、ウーバツハ、シエラシ

ヤウブ、今枝由郎、カブシユタイン、武内紹人、楊銘などによる文書學的研究が中心となり、研究対象とアプローチも變化する。

第一期では、古チベット文書は、中央アジア出土ではあるがチベット本土の状況を反映するチベット史資料と見なされ、文書の年代もチベットによる中央アジア支配時代、書き手も本来チベット人という想定であった。實際、主な対象となった文書は『編年紀』や碑文のように編纂された文獻だった。もちろんトーマスによる手紙や木簡の研究もあつたが、それらのローカルな文書をチベット史の中に位置づけるには至らなかつた。古チベット文書をこのように「均質的」にみなすことに對し、第二期でもすでにウライを中心に疑問が出されていたがそれが明らかになるのは第三期である。

第三期の対象となつたのは、手紙・契約文書・法律訴訟文書・木簡・古い文書・非佛教宗教文書など、各地で日常に使われた第一次資料である。手紙や契約など各ジャンルごとの書式と分類が、スタイン、ペリオ、セントペテルスブルグ、ヘーデン、大谷などのコレクションを通して行なわれた結果、つぎのような問題點が顕在化してきた。

(1) 社會言語學的問題… 敦煌出土の契約文書を見ると契約の當事者(債權者・債務者)のほとんどは漢人であり、チベット人役人は證人として現れる。同様に、コータン地域出土の契約文書の當事者はコータン人である。⁽⁹⁾ 實際それらの文書の書き手が漢人やコータン人であることも判明した。また手紙や訴訟、佛典などの文書の多くが漢人やスンパ人など非チベット人によつて書かれた事もわかつて來た。古チベット文書は、チベット支配下の多

言語・多民族社會の産物なのである。だとすれば、そこに書かれた情報がチベット本土の状況をどの程度正確に反映していると考えられるだろうか。

(2) 文書年代の問題… チベット語文書が、チベット帝國崩壊後も沙州歸義軍とコータン、ウイグル王國間の國際公用語として使われていたのを指摘したのはウライである。その後武内は、國際關係に限らず、漢人同士でも公文書、私文書などジャンルを問わずチベット文書が使われていた、言い換えれば、一〇世紀の河西、東トルキスタンにおいて、チベット語が多民族の共通語(リングフランカ)として廣く用いられていた事を指摘した。⁽¹¹⁾ 七世紀中葉からつくられ始めた古チベット文書とその文書様式は、帝國期に中央アジアの諸民族に浸透し、彼らによつて多量の文書がつくられ、さらに帝國崩壊後の一〇世紀から一二世紀までその傳統は續いたのである。⁽¹³⁾ チベット史とチベット文獻史における空白期といわれていた一〇―一二世紀にこのように大量の文獻が存在することは、チベット史や佛教史について再検討を迫るものである。

(3) 文書相互の關連と位置づけ… 各ジャンルの文書の研究が進展するにつれ、例えば木簡と紙文書の使い分け、契約文書と訴訟、古い文書はどのような關係にあるのか、それらはチベット社會ないしチベット支配下の中央アジアにおいて、相互にどのような役割を果たしていたのが問題となる。木簡については、形状・用途をはじめとする木簡學的分析を導入する事によつて、コータンやミラーンにおけるチベットの軍事行政のありかたもわかつて來た。⁽¹⁴⁾ それと契約、法律、占いなど各種文書をつきあわ

せることでチベット帝國全體の文書行政機構を考える必要があるだろう。

新しい研究動向

これらの問題点を解明していくツールとしておおきな役割を果たすのが、データベースとデジタル映像である。プサン目録やラルー目録に未収録の敦煌文書については、スタイン、ペリオ兩コレクションで整理が進められている。トーマスが一部刊行した東トルキスタン出土の紙文書については網羅的なカタログが出版され、木簡はオンラインカタログを作成中である。これらはすべて電子データとして利用できるようになる。

テキストのオンラインデータベースであるOTDO (Old Tibetan Documents Online)⁽¹⁶⁾では、各ジャンルの主要な古チベット文書の入力が進行中であり、また岩尾一史、ナタン・ヒルを中心に碑文の網羅的データベースも作成中である。⁽¹⁷⁾

スタイン文書のデジタル映像化は、大英図書館の国際敦煌學プロジェクト (IDP) によって迅速に進められ、すでに多くの文書がネット上にアップされている。ペリオ文書についても全文書のデジタル化が二〇〇八年一〇月におわり、二〇〇九年六月にIDPから公開される豫定である。

さらに、OTDO データベースとIDP がリンクされた事で、テキストと画像の雙方を同時に参照することが可能になってきた。文書アクセスがこのように容易になった結果、異なるコレクションに属する多様なジャンルの文書を比較する事で、古チベット文獻を廣範圍に研究できる環境が整いつつある。

もうひとつ重要なのは、それらの古チベット文獻データを扱う新しい世代の歴史研究者の臺頭である。両者が相まって、古チベット文獻研究は、新しい時代 (第四期) に入ったと言えよう。つぎに現在進行中の新しい研究動向の一端を紹介したい。

(1) チベットの統治行政機構… チベットの中央アジア配は、コータンや南詔のように保護國としての間接統治と河西やロプノール地域のように軍管區 (Khrom) 制をとる直接統治におおきく分かれる。コータンについては、同地域出土のチベット語紙文書・木簡と最近まとめられたコータン語文書のデータを比較研究することによって、チベットによるコータン統治の實態 (行政單位・役職・徵稅方式・軍組織・命令系統など) がかなり詳細に理解できる。⁽²⁾ 敦煌の統治形態については、最近の岩尾の一連の研究⁽²³⁾によって解明されつつある。兩者を比較すると、直接統治、間接統治を通じて一貫した中央集權的な統治行政が見られる。

直接統治の基本單位である軍管區 (例えば瓜州軍管區) と、間接統治である保護國 (例えばコータン) は、同レベルの行政單位であり、そのトップは同ランクの將軍 (thag-dpon) である。⁽²⁴⁾ 瓜州軍管區には、沙州・肅州などの州があり、その長はチベット人のツェジェ (節兒) で、その配下に漢人のトドク (都督) 州に置かれた漢人千戶部のトップはチベット人のトンボン (千戶長) で、その補佐に漢人のトンダが配置された。いっぽうコータンの場合には自治が認められ王が存在したが、王は前述したチベットの將軍の下位にあり、國內の行政單位である州ないし城のトップは、チベット人のツェジェでその配下にコータン人の役人アーマーチャがいる、つまり、沙州のツェジェトドク、コータンの

ツエジェーアーマーチャという上位チベット役人―下位現地役人の二重構造は、両者に共通している。²⁵⁾

コータンやツエルチ軍管區内の通信は木簡が中心で、敦煌など漢人地域や廣域の通信メディアには紙文書が使われた。そこに見える吐蕃の高度な行政システムや文書様式の一部は歸義軍期においても繼承されていたことが坂尻彰宏、赤木崇敏、石川巖などの研究からわかって来た。今後この分野でより詳細な分析が進展する事によって、チベット帝國の國家體制と統治行政機構の全體像の解明が期待される。

(2) 文書相互の關係と位置づけ… 古チベット語古い文書のなかでもっとも数が多いサイコロ占い文書においては、サイコロの目(例えば、二／二／三や四／三／一の組み合わせ)と大吉／吉／凶などの卦、韻文、尊格など文書ごとの差異が大きい。その差異が、敦煌・マザールターグ・トルファンなど各地で作られた地域差の爲なのかどうか不明であった。西田愛の研究によると、一見多様にみえる古い文書には共通の書式があり、占いの核となるサイコロの目と吉凶の卦の組み合わせは、チベットの中央政府の占官によって年ごとに決定され、それが中央アジア各地にも配布された可能性が高いという。占いのように日常生活に密着したローカルな文書も中央政府の管理下にあったといえる。それは、古い文書がチベット社會において持っていた機能と關連する。

ダットソンが紹介したサイコロ占いに添附されたコロフォン²⁶⁾には、サイコロ占いの機能についての重要な情報が含まれている。敦煌地域にいる外相と中央政府の司法官の問答集のなかに、離婚・貸借契約・財産所有など様々な訴訟が引用され、それぞれの

ケースにおいて最終決定にサイコロ占いを採用すべきかどうか、が問われる。貸借の訴訟だと、借り手が期日までに返済しなかった場合、違約罰として二倍返しになることが契約文書に明確に記されている。それを引用した上で借り手は、あらゆる刑罰はお上(ツェンポ)による恩赦の対象になるのだから、違約罰を課すか否かもお上の言葉であるサイコロによって決めるよう要請し、結果としてそれが認められる判決となった。ここから窺えるのは、第一に契約、訴訟はもとより古い文書にいたるまで中央チベット政府のコントロールの下にあり、それが中央アジア各地にも配布されるという中央集權的文書行政、第二にそのようにリジッドな法體系を持ちながらも、實施の最終決定においてはお上のことばであるサイコロが優先されるというチベット社會の特性である。その詳細については今後の研究を待つことになる。

(3) 一〇世紀以降のチベット佛教… 一〇世紀の敦煌チベット文獻の中には多數の佛典、とくに密教經典が含まれている事がわかってきた。²⁷⁾ その書き手は、漢人、ウイグル人をはじめコータンから敦煌に來た巡禮や僧などであった。²⁸⁾ インドで發達した密教がいち早くチベットに取り入れられ、チベット密教經典として廣くトルキスタン・河西一帯に流布していたと考えられる。チベット語が多言語社會の共通語(リングフランカ)であったことは既に述べたが、その背景には佛教聖典の言語という宗教的な裏付けがあったのである。

一〇―一二世紀に河西の多民族社會においてチベット語とチベット佛教が廣く支持されていた事は重要で、沈衛榮が言うように一二世紀西夏時代の藏傳密教の流行と一三世紀以降モンゴルがチ

ベット佛教に歸依する素地をなすものであった。

河西におけるチベット密教の流布は、その後の西チベットにおける佛教改革運動にも連動し、また東チベットにおけるチベット人の佛教活動にも刺激を與えた。東西チベット間の交流もあつたようだが、その詳細や實態は不明な點がおおく、今後の研究をまつ。一〇～一二世紀は文獻が乏しい空白期と見なされて來たが、チベット史の重要な轉換期であり、今同定されつつある一〇世紀敦煌文書とカラホト出土文書⁽³⁴⁾、それにタボ僧院文書などを総合的に分析することによって新たに再構築していく必要があるだろう。

ま と め

以上概観したように、古チベット文獻はチベット史はもちろん中央アジアの歴史研究にとつてもおおきな役割を果たして來た。ただ、古チベット文が難解であり、辭書・參考書など工具書がないことや世界各地に分散する文書へのアクセスが困難な事情もあつて、研究の進展は必ずしも順調ではなかつた。しかし、最近になつてカタログが充實し、データベースやデジタル畫像が作成され始めたことによつて、文書の利用が容易になり、その結果古チベット文獻の全體像がみとおせるようになった。古チベット文書を歴史研究に活用できる研究環境がようやく整つたのである。もちろん、文書の難解さとはかわることなく、研究を始めるには何らかの手ほどきが必要だろう。だが、そこには膨大な量の貴重な史料が未開拓の状態で存在している。チベット史および中央アジア史研究をめざす新しい世代の研究者の参加が期待される分野である。

註

- (1) Lalou, M., *Inventaire de Manuscrits tibétains de Tonken-houang*, vol. 1 (1939), vol. 2 (1947), vol. 3 (1969), Paris: Adrien-Maisonneuve.
- (2) Thomas, F. W., *Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan*, vol. 2 (1951), vol. 3 (1955), London: Royal Asiatic Society.
- (3) Bacot, J., Thomas, F. W. and Toussaint, Ch., *Documents de Tonken-houang relatifs à l'histoire du Tibet*, Paris: Geuthner, 1940.
- (4) Tucci, G., *The Tombs of the Tibetan Kings*, Serie orientale Roma I, Rome, 1950. Richardson, H., *Ancient Historical Edicts at Lhasa and the Mu Tsung/Kiri Gtsang Lde Britsan Treaty of A.D. 821-822 from the Inscription at Lhasa*, London, 1952. "Tibetan Inscription at Zva-ñi Lhakhan," *Journal of the Royal Asiatic Society-L*, part 1 (1952), part 2 (1953)など。
- (5) 佐藤長『古代チベット史研究』上巻(一九五八)、下巻(一九五九) 京都・東洋史研究会。
- (6) 山口瑞鳳『吐蕃王國成立史研究』東京・岩波書店、一九八三。
- (7) Beckwith, Christopher, *The Tibetan Empire in Central Asia*, 1987, Princeton Univ. Press. 森安孝夫「吐蕃の中央アジア進出」『金澤大學文學部論集(史學科編)』四、一―八五。

- (8) ウライの一連の歴史文獻學的論文は第二期の研究の基盤となった。Steinkellner E., ed. *Tibetan History and Language*. WSTB 26, Wien, 1991 所収の業績表参照。
- (9) Takeuchi, Tsuguhito, *Old Tibetan Contracts from Central Asia*, Tokyo: Daizo shuppan, 1995.
- (10) Uray, Géza, “L’emploi du tibétain dans les chancelleries des Etas du Kan-sou et de Khotan postérieurs à la domination tibétaine,” *Journal Asiatique* 269 (1981): 81-90.
- (11) 武内紹人「歸義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方學』第一〇四號(二〇〇二年七月) 一〇六一—一四。Takeuchi, Tsuguhito, “Sociolinguistic Implications of the use of Tibetan in East Turkestan from the end of Tibetan Domination through the Tangut Period (9th-12th c.).” In P. Zieme et. al. (eds.) *Turfan Revisited*. (Berlin: Dietrich Reimer Verlag, 2004) 341-348.
- (12) ただし、現存しているのは八世紀中葉以降の文獻である。
- (13) 古チベット文の特徴を保持し、十一世紀の公的紀年(一七六)があるのは、西夏時代の石碑である。佐藤貴保・赤木崇敏・坂尻彰宏・吳正科「漢藏合璧西夏「黑水橋碑」再考」『内陸アジア言語の研究』第二二號(二〇〇七) 一一—三八。
- (14) Takeuchi, Tsuguhito, “The Tibetan military system and its activities from Khotan and Lob-nor.” In Susan Whitfield (ed.) *The Silk Road: Trade, Travel, War and Faith*. (London: British Library, 2004) 50-56. 錦野和己・武内紹人「中央アジア出土のチベット語木簡——その特徴と再利用——」共著『木簡』第二六號(二〇〇四) 一一五—一二二。
- (15) Takeuchi, Tsuguhito, *Old Tibetan Manuscripts from East Turkestan in the Stein Collection of the British Library*, 3 vols. (Tokyo-London: Joint Publication of The Centre for East Asian Cultural Studies for Unesco and The British Library, 1997-1998).
- (16) <http://otdo.aa.tufs.ac.jp/>
- (17) OTDO webのほか、OTDO Monograph Series vol. 2より二〇〇九年三月出版予定。
- (18) <http://idp.bl.uk/>
- (19) 大原良通「八世紀中葉における吐蕃の對南詔國政策」『日本西蔵學會報』第四八號(二〇〇二) 二二—二五。
- (20) Skjærvø, Prods O., *Khotanese Manuscripts from Chinese Turkestan in the British Library*, London: British Library, 2002.
- (21) 吉田豊「コータン出土八—九世紀のコータン語世俗文書に関する覺文書き」神戸市外國語大學研究叢書第三八冊(神戸、二〇〇五)。Takeuchi, Tsuguhito, “*Tshar, srang, and tshan*: Administrative Units in Tibetan Ruled Khotan,” *Journal of Inner Asian Art and Archaeology*, 3 (2009: in press).

- (22) 岩尾一史「吐蕃の萬戸 (khu sde) について」『日本西藏學會會報』第五〇號 (二〇〇四) 三一—一五。「キヤ制 (kya) 制の研究序説」『東方學』第百十三輯 (二〇〇七) 一一八—一〇三 (逆ページ) など。
- (23) チベット本土の各ル (中央ル、右ルなど) に各々名ずけるル長とも同格だった。
- (24) 漢文文書の「部落使」にあたる。
- (25) ただし、コータンでは州の低位単位である *shar* 「郷」や城の低位単位である *srang* 「坊」にはチベット人役人はいなかったようだ。コータンの場合、徴税・徴兵はコータン人役人の管轄であったからであろう。Takeuchi 論文 (上掲註 (21)) 参照。
- (26) 坂尻彰宏「歸義軍時代のチベット文牧畜關係文書」『史學雜誌』第三編第一一號 (二〇〇二)、五七—八四。赤木崇敏「歸義軍初期敦煌の僧俗間の序列」『東方學』第百十輯 (二〇〇五) 一一—一四。石川巖「歸義軍期チベット語外交文書 P. T. 1082 について」『内陸アジア史研究』第一八號 (二〇〇三) 一一—二七。
- (27) 西田愛「古チベット語サイコロ占い文書の研究」『日本西藏學會會報』第五四號 (二〇〇八) 六三—七七。
- (28) Dotson, Brandon, "Divination and Law in the Tibetan Empire: The Role of Dice in the Legislation of Loans, Interest, Marital Law and Troop Conscription." In Kapstein, M. T. and Dotson, B. (eds.) *Contribution to the Cultural History of Early Tibet* (Leiden: Brill, 2007)
- (29) スタイン文書『*IOI Tib. j 740* (Ch. 9, II, 19).
- (30) Takeuchi, Tsuguhio, "Old Tibetan Buddhist Texts from the post-Tibetan Imperial Period (Mid-9 C. to Late 10 C.)." Sherrer-Schaub, C. and Ramble, C. (eds.) *Proceedings of the Tenth IATS in Oxford in 2003*, Leiden: (Brill, in press).
- (31) 例えば、コータン人巡禮がブラフミー文字で書いたチベット語の手紙 (P. 2782) や、敦煌に買い出しに行くコータン僧のシヨッピングリスト (*IOI Khot 140*)、サンスクリット⇨コータン語會話練習帳 (P. 5538) など関連する文書からチベット佛教に對する關心の高さが読み取れる。
- (32) 密教經典のチベット語への翻譯がどこで行なわれたかは未詳である。
- (33) 沈衛榮「一一—一四世紀における西域佛教史の再構築——カラホト文書を中心に——」『東アジアにおける國際秩序と交流の歴史的研究』ニースレター第四號 (二〇〇六) 三—六。
- (34) スタインコレクションおよびコスロフコレクション所収のカラホト・エチンゴル出土西藏文書については、井内眞帆と武内が共同でカタログ作成中である。井内によるとカラホトチベット文書の年代は、一一—一六世紀である。
- (35) Scherrer-Schaub, C. and Steinkeller E. eds. *Tubo Studies II, Serie Orientale Roma LXXXVII*, Rome, 1999.